

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 三六五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六五
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 三六五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三六五
- 道路の区域を変更する件二件 三六六
- 道路の供用を開始する件二件 三六七
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 三六七
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 三六七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 三六八
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件 三六七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三六八
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三六八

告 示

福島県告示第七百九十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成二十八年十二月二十六日

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
 株式会社 マックスサービス そうま 代表取締役 中和田 吉彦
 福島県知事 内堀 雅雄

- 二 住所
 南相馬市原町区下高平字雁明四十六番地一
- 三 認定年月日
 平成二十八年十二月七日
- （消防保安課）

福島県告示第七百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年一月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内堀 雅雄
- （仮称）ダイユーエイト白河店 福島県白河市立石十八番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
- （商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二十六日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 福島県知事 内堀 雅雄
- 南会津郡只見町大字石伏字後口山一八四の七八、二八四の一四四、二八四の一四五、大字只見字向山二八三二の二一、二八三二の二二
- 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第八百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字荒島字三田山四九〇の六、大字只見字後山二四七六の一、二四七六の九五、二四七六の二三〇

二 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

坂本長吉 山野辺常松 木田多六 馬目喜惣平 新妻善治 會川響 會川勝雄 鈴木文平 高田光司 吉田衛 鈴木光助

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件(平成二十八年福島県告示第六百五十八号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第八百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道橋本 会津高田 線	会津若松市神指町天満 二番地先から 同 市神指町大字 中四合字小見前二番 一地先まで	変更前	九・〇	三二八・九
		変更後	四七・〇	三二八・九

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	会津若松市門田町大字 一ノ堰字西三二〇番六 地先から	変更前	二五・〇	六、七七二・〇
		変更後	二四八・三	

福島県知事 内堀雅雄

同 市町北町中沢	変更後	二五・〇〇	六、七七二・〇〇
西四番地先まで		二四八・三	

(道路計画課)

福島県告示第八百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道橋本会津高田線	会津若松市神指町天満二番地先から 市神指町大字中四合字小見前二番一地先まで	平成二十八年十二月二十六日

(道路計画課)

福島県告示第八百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神七五番地先から 同 市神指町大字中四合字寺西乙三二八番三地先まで	平成二十八年十二月二十六日

(道路計画課)

福島県告示第八百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する

法律(平成二十六年法律第九号)による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
羽根山	福島市大笹生字羽根通	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山ノ入	いわき市小川町高萩字山ノ入	急傾斜地の崩壊	
走出	同 市江名字走出	急傾斜地の崩壊	

(砂防課)

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第八百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
羽根山	福島市大笹生字羽根通	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山ノ入	いわき市小川町高萩字山ノ入	急傾斜地の崩壊	
走出	同 市江名字走出	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
(砂 防 課)

福島県告示第八百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十八年十二月二十六日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
立口沢	須賀川市守屋字立口	土石流	次の図のとおり
龍舞沢	同 市守屋字南高松	土石流	
桐久保沢1号	同 市小倉字桐久保	土石流	
牡丹平沢1号	同 市小倉字牡丹平	土石流	
若林沢	同 市小倉字埋平	土石流	
高村沢	同 市梅田字関場	土石流	
久根越沢	同 市大栗字久根越	土石流	
下沢	同 市深渡戸字下	土石流	
淀川沢	会津若松市大戸町大字高川	土石流	
当沢	同 市大戸町上小塩	土石流	
下雨屋沢	同 市大戸町下雨屋	土石流	

西村中沢2	同 郡同	町大字牛川字南	土石流
上野沢	同 郡同	町大字塔寺字杉	土石流
見明沢2号	同 郡同	町大字見明字北	土石流
見明沢	同 郡同	町大字見明字北	土石流
朝立沢	同 郡同	町大字坂本字窪	土石流
大蔵沢	同 郡同	町大字坂本字竹原丁	土石流
前林沢	同 郡同	町大字坂本字村中丁	土石流
黒森山沢	同 郡同	町大字坂本字村中丁	土石流
大沢	河沼郡会津坂下町大字坂本字糠塚	土石流	
松崎沢	同 市湊町大字静潟字松崎	土石流	
鶴ノ浦沢	同 市湊町大字静潟字鶴ノ浦	土石流	
中田沢	同 市湊町大字静潟字中田	土石流	
経沢2号	同 市湊町大字平潟字経沢	土石流	
経沢	同 市湊町大字平潟字経沢	土石流	
桧の沢	同 市大戸町上三寄香塩	土石流	

亀ヶ平	上孫目2号	上孫目1号	居平	漆窪	平明	牧乙	田ノ入丙	屋敷廻乙	居島2号	居島1号	下松	反口	梨平
同 郡同 町新郷大字豊洲字 亀ヶ平	同 郡同 町新郷大字豊洲字 上孫目	同 郡同 町新郷大字豊洲字 引牧	同 郡同 町新郷大字笹川字 居平	同 郡同 町新郷大字富士字 柳沢	同 郡同 町新郷大字笹川字 平明下	同 郡同 町野沢字牧乙	同 郡同 町野沢字田ノ入丙	同 郡同 町野沢字屋敷廻乙	同 郡同 町奥川大字元島字 居島	同 郡同 町奥川大字元島字 居島	同 郡同 町奥川大字豊島字 下松	同 郡同 町奥川大字大綱木 字反口	同 郡同 町奥川大字飯沢字 上ノ窪
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

土砂災害特別警戒区域	大畑	同 郡同 町大字東松字大畑	急傾斜地の崩壊	区域の範囲及び 自然現象により
	大南	同 郡同 町下谷字大南丙	急傾斜地の崩壊	
土砂災害の発生	沼新田乙	同 郡同 町下谷字沼新田乙	急傾斜地の崩壊	区域の範囲及び 自然現象により
	今和泉乙	同 郡同 町下谷字今和泉乙	急傾斜地の崩壊	
	名家	同 郡猪苗代町大字若宮字名家	急傾斜地の崩壊	
	高森	同 郡同 町大字若宮字高森	急傾斜地の崩壊	
	村上	同 郡同 町大字山潟字村上	急傾斜地の崩壊	
	椎木平A	いわき市好間町北好間字椎木平	急傾斜地の崩壊	
	籬	同 市好間町北好間字籬	急傾斜地の崩壊	
	板木沢	同 市好間町北好間字板木沢	急傾斜地の崩壊	
	板木沢2号	同 市好間町北好間字板木沢	急傾斜地の崩壊	
	石田	同 市好間町上好間字石田	急傾斜地の崩壊	
	下浅貝	同 市常磐湯本町下浅貝	急傾斜地の崩壊	
	高坂	同 市内郷内町金坂	急傾斜地の崩壊	
	金坂1号	同 市内郷内町金坂	急傾斜地の崩壊	
	山ノ入	同 市小川町高萩字山ノ入	急傾斜地の崩壊	
走出	同 市江名字走出	急傾斜地の崩壊		

―走出

―同

市江名字走出

―急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第321号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年12月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年11月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
70,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(情報政策課)

公告第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
西郷村土地改良区

退任した役員

氏名

住所

理事 佐藤 正博

理事 圓谷 光良

理事 鈴木 邦廣

理事 眞船 義夫

理事 鈴木 武利

理事 金田 裕二

理事 高久 豊

理事 鈴木 重雄

理事 緑川 勇

理事 鈴木 進

理事 柳沼 仁

理事 須藤 忠男

理事 會澤 真一

理事 小野崎 孝一

就任した役員

氏名

住所

理事 佐藤 正博

理事 圓谷 光良

理事 鈴木 武利

理事 眞船 仁志

理事 金田 裕二

理事 高久 豊

理事 白岩 春市

理事 緑川 勇

理事 鈴木 進

理事 村井 良次

理事 石井 勝夫

理事 宮川 長太郎

理事 須藤 好道

西白河郡西郷村大字真船字堂万五〇番地

同 郡同 村大字真船字芝原一五三番地

同 郡同 村大字熊倉字風吹一六〇番地

同 郡同 村大字真船字梁場二番地二

同 郡同 村大字小田倉字山下三六番地

同 郡同 村大字鶴生字横道一六番地

同 郡同 村大字鶴生字上道八二番地

同 郡同 村大字羽太字新宿二五番地一

同 郡同 村大字羽太字狸屋敷一一一番地

同 郡同 村大字柏野字上川原五七番地

同 郡同 村大字小田倉字上上野原三九三番地一

同 郡同 村大字熊倉字四斗蒔一二番地

同 郡同 村大字米字米村一〇一番地三

同 郡同 村大字小田倉字稗返二一番地

同 西白河郡西郷村大字真船字堂万五〇番地

同 郡同 村大字真船字芝原一五三番地

同 郡同 村大字小田倉字山下三六番地

同 郡同 村大字真船字梁場一番地

同 郡同 村大字鶴生字横道一六番地

同 郡同 村大字鶴生字上道八二番地

同 郡同 村大字羽太字狸屋敷一一一番地

同 郡同 村大字柏野字上川原五七番地

同 郡同 村大字小田倉字上上野原一四五番地二

同 郡同 村大字熊倉字森前二番地

同 郡同 村大字熊倉字麦田一四番地

同 郡同 村大字熊倉字沼田八〇番地

同 小針章 同 郡同 村大字米字米村五〇番地
同 星光幸 同 郡同 村大字小田倉字上野原一七〇番地

（農村計画課）

公告第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画風致地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

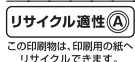
平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷